

## アイ・スマイル プラス 保証委託申込書

i-Smile +プラス

FAX送信先 03-5436-3515

## 【お申込みにあたっての同意事項】

- ・申込者は、別紙「保証委託契約約款」及び「個人情報取扱いに関する約款」に同意のうえ、保証委託契約を申込みます。
- ・また、「本申込書」に記入した内容、及び別紙各取扱会社様の「入居申込書」をもとにアイ・シンクレント株式会社が審査を行うことに同意いたします。
- ・お申込み後、内容を確認させて頂く為、アイ・シンクレント株式会社より、申込者様、勤務先、緊急連絡先にご連絡させていただく場合がございます。
- ・「本申込書」に事実と異なる、あるいは虚偽の記載があった場合、申込は無効となり、また契約を解除されても何らの異議を申し立てません。

➡のマークのところをご記入ください。

## ①スマートフォンまたはパソコンのメールアドレスをご記入ください。

※スマートフォン以外の携帯電話のメールアドレスはご利用頂けません。



※ご注意】上記アドレスに、クレジットカード情報をご登録頂くURLを送信いたしますので、ご登録をお願いします。

メールの受信拒否設定をされている方は[info@ithinkrent.com]解除をお願いいたします。

※クレジットカードのご登録がないと保証委託申込が出来ません。早急にご登録をお願い致します。

- メールアドレスをお持ちでない方はチェック□を入れ、クレジットカード登録票をご記入の上、  
投函または窓口へお渡し下さい。

## ②ご利用予定のクレジットカードにチェック□を入れてください。(※下記のいずれか)

➡ □ JCB □ アメリカン・エキスプレス □ ダイナースクラブカード □ Visa □ MasterCard

## ③ご署名をお願いします

※別途お渡しいたします「保証委託契約約款」及び「個人情報取扱いに関する約款」を必ずご確認ください。

私は、別紙各取扱会社様の「入居申込書」に相違ないこと及び本申込書記載の同意事項、注意事項、クレジットカード支払規約の内容を承認のうえ、

以下の「取扱会社記入欄」記載の賃料等及び保証料について、上記メールアドレスにアイ・シンクレント株式会社より送信されたメールに記載されたURLより私が登録した  
クレジットカードまたは別途「クレジットカード登録票」により私が登録したクレジットカードを利用して決済されることに同意し、アイ・スマイル プラス保証委託契約を申込みます。

ご記入日➡ (西暦)	年 月 日	申込者本人 署名欄 ➡	印
※法人でのお申込みの場合は、会社名・代表者名を記入の上、ご捺印ください。			
法人契約 の場合のみ ➡	□ 法人カード	□ 代表者カード	※法人でのお申込みの場合は、どちらかに□を入れてください。

## 【取扱会社記入欄】

建物名	号室	家賃	円
住所	〒	管理費 共益費	円
		( )費	円
賃貸開始日	年 月 日 賃貸終了日	年 月 日 契約予定期	年 月 日 ( )費
《 仲介会社名 》 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。	《 管理会社名 》 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。	( )費	円
		変動費	有 · 無
	大阪市淀川区西中島4-3-24 サムティ新大阪センタービル3F 株式会社宅都プロパティ TEL : 06-6838-2226 FAX : 06-6838-2235	①月額請求額合計 ②保証料 (4.25%+700円) ③月額 ①+②	円

## &lt;クレジットカード支払規約&gt;

1 私は上記記載の賃料等(以下「賃料等」という)及び上記記載の保証料(以下「保証料」という)を、別途私が登録したクレジットカード(以下「カード」という)を発行したカード会社(以下「カード会社」という)の定めるクレジットカード会員規約に従い決済します。

2 私から賃料等及び保証料のカード決済の解約を申し出ない限り、毎月の賃料等及び保証料について、毎回継続して前項と同様に決済します。

3 私がカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、カードの利用状況やカード利用代金の支払状況などによってはカード会社の判断により一方的に賃料等及び保証料のカード決済の手続を解除されても異議ありません。

4 私は、上記3の理由により賃料等及び保証料のカード決済ができなくなった場合、賃料等及び保証料のカード決済の可否連絡のため、カード会社から上記不動産管理会社及びアイ・シンクレント株式会社にその旨通知されることについて同意します。

5 私は、上記3の場合において賃料等のカード決済代金についてカード会社に対し未払代金があるときは、上記不動産会社とカード会社との間の加盟店契約に基づく当該未払代金のキャセル精算のため、未払の事実及び未払金額等がカード会社から上記不動産管理会社に通知されることに同意します。

# 保証委託契約約款

## <保証料についての注意事項>

- ① 保証料は保証委託契約開始日を含む月から計算され請求されます。
- ② 保証料は保証委託契約開始月、保証委託契約解約月も月割計算され日割計算は行いません。
- ③ 保証料はクレジットカードにて決済されます。

このため最初の保証料請求は、クレジットカード決済の準備が完了するまでの保証委託期間分も併せて請求されます。

### (前文)

貴借人(以下「借主」という)、保証会社(以下「アイ・シンクレント」という)および貸戸人(以下「家主」という)は、家主と借主との間で締結された賃貸借契約(以下「対象賃貸借契約」といいます)に基づき、次の通り保証委託契約および保証契約(以下「本契約」といいます)を締結します。

### 第1条(委託内容)

1. 借主は、対象賃貸借契約に基づいて借主が家主に対して負担する料金等の支払債務につき、アイ・シンクレントが借主に連帯して保証することをアイ・シンクレントに委託し、アイ・シンクレントはこれを受託します。

2. 借主は、前項の実行に伴う料金等の手続や手続きについて、アイ・シンクレントに委託し、アイ・シンクレントはこれを受託します。

3. 家主は、対象賃貸借契約の料金等の支払いがクレジットカード決済を行われること、クレジットカード決済が不能などの場合はコンビニ決済等で行われること前提に、料金等の収納業務について、アイ・シンクレントに委託し、アイ・シンクレントはこれを受託します。

### 第2条(保証委託契約の成立・責任保証料等)

1. 本契約は、次の各号すべてを条件に成立します。

(1) 借主が保証委託契約と連携する契約書(以下「本契約書」といいます)の所定事項に正しく記載し、申し込みの意思を表示すること。

(2) アイ・シンクレントが賃貸不動産管理会社(以下「管理会社」といいます)に対し保証登録決定通知書を送付し、保証を承認すること。

(3) 保証登録決定通知書に記載された承認番号と同一の承認番号が本契約書に適切に表記されること(承認番号の無記入・不一致・不適切な記載などはあらかじめ、契約は成立しない)。

(4) 本契約書に記載された保証料につき、借主による初回の支払いが適切に完了すること。

2. 前項を条件に、本契約は対象賃貸借契約の契約開始日に遡って成立したものみなします。

### 第3条(有効期間)

1. 本契約は、対象賃貸借契約の契約期間と同一期間です。

2. 対象賃貸借契約の契約期間内であっても、次の各号の一つ以上に該当する事由が生じた場合は、本契約は当該事由が生じた日に終了します。

(1) 対象賃貸借契約の解約または解約。

(2) 貸借物の変更、または本物件の用途の変更など、対象賃貸借契約の内容に重大な変更があったとき。

(3) 対象賃貸借契約が更新された場合でも、本契約は自動的に更新されません。

### 第4条(保証の範囲・保証限度額等)

1. 個別保証契約によって保証される債務は、個別保証契約の有効期間中に発生した次の(1)から(7)の各号の債務(消費税込)とします。

(1) 対象賃貸借契約に基づいて借主が負担する賃料、共益費(管理費)、駐車場料金、物置・コンテナの料金・使用料、管理物件に設置された冷暖房器具(リモコン)、町内会費、水道光熱費等の実費などの表記料金欄記載の債務(以下「料金等」と総称する)。ただし、水道光熱費等の実費に関してはアイ・シンクレント所定の算出方法によります。

(2) 借主の料金等不払いを理由とする対象賃貸借契約の解除後における勤廻(ただし、対象賃貸借契約の解除による勤廻を除く)。

(3) 本物件の明渡し強制執行を行うのに必要な費用(弁護士費用を含む)として、支出前にアイ・シンクレントが書面で支出を承認した費用(ただし、第16条4項によりアイ・シンクレントの所定の算出方法によります)。

(4) 原状回復費用(ただし原状回復費用は、国土交通省による原状回復を要するトラブルとガイドライン再改定版)(ただし、後日改定された場合には最新版による)また、これに類する基準に基づき、借主が本件を負担すべき範囲の原状回復に要した費用のものとし、借主が家主に差し入れた敷金および保証金によって精算した後の残額について保証するものとします。また対象賃貸借契約において定めた料金等合計額(消費税込)の1ヶ月分相当額の限度とします。

(5) 対象賃貸借契約更新料(ただし、賃料等の1ヵ月以内であり、かつ、借主が対象賃貸借契約の更新料条項を明確に理解して承諾しているとアイ・シンクレントが認めの場合に限る)。

(6) 定期建物賃貸契約(以下「原定期借家契約」といいます)の契約期間満了後、新たに契約当事者間ににおいて再度定期建物賃貸契約(以下「新定期借家契約」といいます)を締結する場合その他の書面において、新定期借家契約を締結するに際し、借主が家主に対して賃料等が別に一定の金員(以下「再契約手数料」といいます)を支払うべき再契約手数料(ただし料金等の1ヵ月以内に限る)。

(7) 対象賃貸借契約終了と本件物品使用しまでの間の料金相当使用損害金。

2. 別個保証契約に対するアイ・シンクレントの保証限度額は、前項(1)の額(消費税込)に 24 を乗じた金額を算出し、この金額を上限として、前項(1)から(7)の各号に記載された保証対象の額(消費税込)とします。

3. 前2項に加え、下の実質を個別保証契約によって保証される債務とします。

(1) 本物件の明渡しに関する賃料等の支拂義務と弁護士費用を含むとして、支出前にアイ・シンクレントが書面で承認した費用(ただし、第16条4項によりアイ・シンクレントの所定の算出方法によります)。

(2) 借主が賃料等不払いを理由とする対象賃貸借契約の各項を誠実に選択します。

(3) 前2項に加え、下の実質を個別保証契約によって保証される債務とします。

(1) 本物件の明渡しに関する賃料等の支拂義務と弁護士費用を含むとして、支出前にアイ・シンクレントが書面で承認した費用(ただし、第16条4項によりアイ・シンクレントの所定の算出方法によります)。

(2) 借主が賃料等不払いを理由とする対象賃貸借契約の各項を誠実に選択します。

(3) 前2項に加え、下の実質を個別保証契約によって保証される債務とします。

(1) 借主が賃料等不払いを理由とする対象賃貸借契約の各項を誠実に選択します。

(2) 借主が賃料等不払いを理由とする対象賃貸借契約の各項を誠実に選択します。

## 個人情報取扱いに関する約款

賃借人（申込者を含みます。）及び賃借人のアイ・シンクレント株式会社（以下「丙」といいます。）に対する求償債務を連帯して保証する者（連帯保証予定者を含みます。以下「契約者等」といいます。）は、「個人情報取扱いに関する約款」（以下「本約款」といいます。）の内容に同意の上、保証委託契約兼保証契約（以下「原契約」といいます。）を申込むものとします。

### 第1条（個人情報の取得・保有・利用・預託）

契約者等は、原契約を申込むとき、貸貸人（以下「甲」といいます。）及び丙が以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）についてしかるべき保護措置を講じた上で、取得・保有・利用・預託することに同意します。

- (1) 甲及び丙の所定の申込書に記入及び申告した契約者等の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤続年数、役職、収入（源泉徴収票の徵求も含みます。）、資産、負債、世帯年収、家族構成、連帯保証人、緊急連絡先、同居者等、住居状況、電子メールアドレス、他の債務の返済状況等に関する「属性情報」（原契約締結後に甲及び丙が契約者等から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。）
- (2) 原契約に関する支払いのための「クレジットカード情報」及び月々のクレジットカード信用状況・支払状況・履歴等に関する「取引情報」
- (3) 原契約に関する申込日、保証契約日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」
- (4) 原契約の締結内容及び後日の交渉内容等、「事後の証跡のために必要な情報」

### 第2条（個人情報の利用目的）

1. 甲は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。

- (1) 原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
  - (2) 毎月、賃料等・保証料等に関するクレジットカード収納委託を行うため
  - (3) 每月、賃料等・保証料等に関するクレジットカード収納予告及びその結果の通知をするため
  - (4) 原契約の管理等を行うため
2. 丙は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
- (1) 原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
  - (2) 毎月、賃料等・保証料等に関するクレジットカード収納業務を行うため
  - (3) 每月、賃料等・保証料等に関するクレジットカード収納予告及びその結果の通知をするため
  - (4) 每月、賃料等・保証料等に関する回収状況をシステム上で管理するため
  - (5) 原契約の管理等を行うため
  - (6) 原契約に基づく、事前求償権及び事後求償権の行使のため
  - (7) 新商品及び新サービス情報のお知らせを行うため
  - (8) マーケティング及び統計分析を行うため
  - (9) 丙が、丙の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業のサービス案内の送付を行うため

### 第3条（センシティブ情報）

契約者等は、原契約を締結する当事者が契約者等本人であることを確認するため、運転免許証・パスポート・住民票等の個人を証明する書類を提出することに同意します。（原契約締結後の住所確認のためのものも含みます。）

### 第4条（第三者への提供）

1. 丙は、収集した個人情報を以下の場合を除くほか、予め本人の同意を得ないで、第三者に提供することはできません。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (3) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
2. 契約者等は、第2条記載の利用目的達成のために、以下の定めに基づき、丙が個人情報を第三者へ提供することに同意します。
  - (1) 申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先、もしくは同居人等の申込者の関係者、又は、その他然るべき第三者に提供すること。
  - (2) その他、申込者等が第三者に不利益を及ぼすと甲または丙が判断した場合に当該第三者に対して提供すること。

### 第5条（委託）

甲及び丙は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、甲及び丙は、個人情報が安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

### 第6条（個人情報の保護対策）

1. 甲及び丙は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理します。
2. 甲及び丙の保有するデータベースシステムについても、アクセス制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じます。
3. 契約者等の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩等がないよう、必要かつ適切な監督を行います。

### 第7条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 契約者等は、甲、丙並びに第4条に定める第三者に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- (1) 甲及び丙に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
- (2) 第三者に開示を求める場合には、第4条記載の連絡先（※）へお問い合わせ願います。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、甲、丙及び第三者は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第8条（本約款に不同意の場合）

甲及び丙は、契約者等が原契約の必要な記載事項の記載を希望しない及び本約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、原契約の締結をお断りすることがあります。

### 第9条（個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口）

契約者等の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせ、利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記連絡先までお問い合わせ願います。

(甲) 「保証委託契約書兼保証契約書」表記をご参照願います。

(丙) アイ・シンクレント株式会社

〒141-0021

東京都品川区上大崎2-25-5 久米ビル6F

連絡先 0800-91-90410

### 第10条（原契約が不成立の場合）

原契約が不成立の場合であっても、申込みをした事実は、第1条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何に問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

### 第11条（条項の変更）

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

2012年10月19日制定

2014年4月1日改訂